

令和4年白老町議会定例会9月会議会議録（第4号）

令和4年9月9日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時59分

○議事日程 第4号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 報告第 6号 令和3年度白老町財政の健全化判断比率について

第 4 報告第 7号 令和3年度白老町公営企業の資金不足比率について

第 5 認定第 1号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

（1）令和3年度白老町一般会計歳入歳出決算

（2）令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

（3）令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

（4）令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算

（5）令和3年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

（6）令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算

（7）令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算

認定第 2号 令和3年度白老町水道事業会計決算認定について

認定第 3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

認定第 4号 令和3年度白老町下水道事業会計決算認定について

報告第 2号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について

報告第 3号 令和3年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

報告第 4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について

報告第 5号 令和3年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

○会議に付した事件

一般質問

報告第 6号 令和3年度白老町財政の健全化判断比率について

報告第 7号 令和3年度白老町公営企業の資金不足比率について

認定第 1号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

（1）令和3年度白老町一般会計歳入歳出決算

（2）令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

- (3) 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
(4) 令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
(5) 令和3年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
(6) 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
(7) 令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
認定第 2号 令和3年度白老町水道事業会計決算認定について
認定第 3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 4号 令和3年度白老町下水道事業会計決算認定について
報告第 2号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
報告第 3号 令和3年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
報告第 4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出
について
報告第 5号 令和3年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
-

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-----------|
| 1番 久保一美君 | 3番 佐藤雄大君 |
| 4番 貳又聖規君 | 5番 西田祐子君 |
| 6番 前田博之君 | 7番 森哲也君 |
| 8番 大渕紀夫君 | 9番 吉谷一孝君 |
| 10番 小西秀延君 | 11番 及川保君 |
| 12番 長谷川かおり君 | 13番 氏家裕治君 |
| 14番 松田謙吾君 | |
-

○欠席議員（1名）

- 2番 広地紀彰君
-

○会議録署名議員

- | | |
|----------|----------|
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 | |
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 戸田安彦君 |
| 副町長 | 古俣博之君 |
| 副町長 | 竹田敏雄君 |
| 教育長 | 安藤尚志君 |
| 総務課長 | 高尾利弘君 |
| 企画財政課長 | 大塩英男君 |

政策推進課長	富川英孝君
産業経済課長	工藤智寿君
生活環境課長	三上裕志君
町民課長	久保雅計君
建設課長	瀬賀重史君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	山本康正君
学校教育課長	鈴木徳子君
消防長	後藤悟君
病院事務長	村上弘光君
代表監査委員	野本裕二君
産業経済課参事	齋藤大輔君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主査	八木橋直紀君

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） ただいまから昨日に引き続き議会を開催いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、3番、佐藤雄大議員、4番、貳又聖規議員、5番、西田祐子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（松田謙吾君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。
通告順に従って発言を許可します。

◇ 貳 又 聖 規 君

○議長（松田謙吾君） 4番、会派みらい、貳又聖規議員、登壇願います。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、会派みらい、貳又聖規です。通告に従いまして、3項目9点、順次質問させていただきます。

初めに、希望が持てる「強い農林業」の確立についてであります。

（1）、農林業分野における原油高騰・物価高騰の現状と課題について。

①、野菜・畜産農家において、燃料や肥料・飼料等の高騰により直面している課題と経営への影響について伺います。

②、椎茸や木炭などの特用林産物を扱う生産者において、燃料の高騰により直面している課題と経営への影響について伺います。

（2）、農林業分野における原油価格・物価高騰対策について。

①、諸物価高騰に苦しんでいる農林業者への支援や対策の考えについて伺います。

②、現在までの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援の実績と検証結果を踏まえた課題について伺います。

（3）、中長期にわたって効果を発揮する政策の考えについて。

①、畜産農家が抱える経営の課題には、飼料とする馬齒種コーンの高騰がある。一方、東胆振の耕種農家では、砂糖の原料となるテンサイが余っており、減産される見込みであることから、輪作の種目が不足することになる。この双方の課題を連携により克服する政策として、野菜農家で飼料作物を生産して畜産農家の飼料として供給し、逆に畜産農家が野菜農家に堆肥を供給する「耕畜連携」の可能性について、町の考えを伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「希望が持てる「強い農林業」の確立」についてのご質問であります。

1 項目めの「農林業分野における原油価格・物価高騰の現状と課題」についてであります。

1 点目の「野菜・畜産農家において、燃料や肥料・飼料等の高騰により直面している課題と経営への影響」についてであります。野菜農家では、肥料高騰の影響や農業用機械の燃料費に影響を受けており、肥料散布方法の見直しや堆肥を多く使用している状況となっております。

畜産農家でも、農業用機械の燃料費に影響を受けておりますが、燃油高以上に牧草用の肥料と家畜に与える飼料の高騰による影響が大きいものとなっております。

野菜・畜産農家共に生産コストは増加しているものの、売値に転嫁されないため高騰の影響が直結し、厳しい経営状況となっております。

2 点目の「椎茸や木炭などの特用林産物を扱う生産者において、燃料の高騰により直面している課題と経営への影響」についてであります。原木椎茸の生産者では原木の輸送や作業用機械に使用する燃料費、菌床椎茸の生産者ではハウス加温用の燃料費に影響が出ております。

木炭の生産者では作業用機械や原木の輸送に使用する燃料費に影響を受けており、売値に転嫁するのは難しく高騰の影響が直結し、農業分野と同様に厳しい経営状況となっております。

2 項目めの「農林業分野における原油価格・物価高騰対策」についてであります。

1 点目の「諸物価高騰に苦しんでいる農林業者への支援や対策の考え」についてであります。諸物価高騰の影響は今後も続いていくと考えられますので、短期的ではなく中長期的に継続した支援対策を農林業者やJA等と協議して講じてまいりたいと考えております。

2 点目の「現在までの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援の実績と検証結果を踏まえた課題」についてであります。令和2年度は一次産業事業者経営支援事業及び一次産業事業者経営持続化対策事業により、27件の農業者と1件の林業者に総額246万円を給付しており、3年度は一次産業事業者経営支援事業により、23件の農業者と3件の林業者に総額260万円を給付しております。

各事業では減収率に応じた給付をしておりましたが、今後は農林業者個々の実情を踏まえていくことも必要と考えております。

3 項目めの「中長期にわたって効果を発揮する政策の考え」に基づいた「耕畜連携」の可能性についてであります。現在、本町の一部の農家においても耕畜連携に取り組んでおりますが、経費抑制のためにも、耕畜連携の重要度は増してくると考えております。しかし、本町のみでは供給のバランスが偏ってしまうため、近隣市町やJA等と連携した取組が必要と考えております。

○議長（松田謙吾君） 4 番、貳又聖規議員。

〔4 番 貳又聖規君登壇〕

○4 番（貳又聖規君） 4 番、貳又です。まず、1 項目めの農林業分野における原油価格、物価高騰の現状と課題についての再質問、これは1 点目と2 点目を関連させて再質問いたしますが、まず町長答弁がありました野菜農家については、肥料高騰の影響、それから農業用機械の燃料費に影響を受けているというところがございます。そしてまた、林業についても、シイタ

ケの生産者の皆さん、規模はそれぞれありますが、皆さんそれぞれに痛み方が違うというところでもあります。

それで、私は、現状においてとても大事なことは、役場として町として必要なことは、いかに生産者の皆さんの痛み、声を聞き取るかということであると考えております。その中において、経営への影響について数字としてしっかりと押さえること。それぞれ経営規模は違いますから、大きなところと小さなところでは痛み具合が違いますし、そして業種によってもそれぞれ違います。例えば原木シイタケの生産者の方でありましたら、私は直接聞き取りをいたしました。草刈りに燃料がかかるので、その部分が大変であり、シイタケ、原木を運ぶ輸送の部分で大変だということで、それぞれ直接聞き取ってみなければ分からない痛み具合というのがあります。実際にはコロナの交付金では例えば一律定額で幾らですとかというような支援をしておりますが、それは後ほどいろいろと議論させていただきますが、私が重要視したいのは、経営への影響について数字としてしっかりと押さえる、調査をする。すなわち正確な情報を得るというところが重要であると考えます。今実際に国際的な原油、原材料高騰の影響が今後も続けば、経営の継続さえ危ぶまれる深刻な事態が想定されるというところでもあります。

そこで、私が1つまずここでお聞きしたいのは、まちはより現場に足を運び、現状を知ることが求められると考えますが、その見解をお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 議員のお話の中にもありました現場に赴く、それから農業者、林業者の声をそれぞれ聞いていくということは、まさしく本当に大切なことだと考えております。私も含めというか、担当者は特に現場に直接足を運んでおりまして、先ほど議員のお話の中にもありました個々の農家、それぞれの林業によって燃油高騰と飼料、肥料の高騰による影響もそれぞれ違うという状況がありまして、野菜農家だけでも、こういったところが困っていると、様々ございます。一例でお話しさせていただきますと、聞いた内容によると、燃料全体の部分、それから肥料の部分でちょっとお話があったのですが、肥料の散布方法を変えたというようなこともお話としてありました。要は全体に今まで農場にばらまいていたと、それを作物がなるところにだけ肥料をまくとか、それから肥料のまき方も、期間がたった後に、1度ではなくて追加してまたやっていくとか、そういった工夫をされているというお話もございます。それから、町長の答弁にもありましたとおり、生産費用が上がる一方ではあるけれども、これは直接売値にできないという大変苦慮している部分というお話も聞いてございます。

それから、畜産農家においては、個人でやられているところにおいては自分のところで肥料を何とか賄っているけれども、牧草を育てていくための化学肥料の部分が高騰していて厳しいですとか、そういった部分もお話としてありますし、燃料高騰とか、そういった部分ではないのですが、昨日の議会の中でもありました鹿が大量発生して、牧草が相当やられているという話も、苦慮しているのだというお話も聞いてございます。議員のお話があったとおり、本当に各農家、林業の皆さんの状況によって違うということで、我々も今後も引き続き現場に赴いて直接声を聞いていきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。課長から答弁をいただきました。現場の重要性というのですか、それは今私も答弁をいただきながら理解いたします。

そして、あとは、これから厳しい状況が今後もやっぱり続く見通しでありますから、もう一つ私が必要と思うことは、畜産農家の方でありましたら、国や農協からの支援等もある。ところが、特定林産物を扱っているシイタケの生産者の方々はそれとは違うというのですか、支援される形というのですか、それが乏しい部分があるのです。ですから、私は現場の皆さんの声を重要視するとともに、どのような支援を皆さんが受けているのか、そこをトータル的に把握する必要が町のほうにはあると考えてございます。その辺りの現在の仕事の仕方というのですか、今後の考え方みたいなのところがありましたら、お伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 先ほどの答弁ともちょっと重複する部分はありますが、やはり現場の声を聞いた中で、ではどういったことができるのかということも当然考えていかないとはいけませんし、先ほど数字の話もありましたけれども、実際に肥料が幾らくらい上がっているのだろうかとか、燃料が幾らくらい上がっているのだろうかということもきちんと押さえていく必要があるのだろうかなど我々としても捉えております。肥料でいきますと、昨年1トン当たり、昨年7月から9月期の配合飼料でいきますと大体1トン7万円だったのです。それが今年に入りまして同じく7月から9月期で比べますと、1トン当たり8万4,800円ということで非常に高騰しているという状況もございます。そういったものも含めて様々な数字も押さえつつ、現場の声を聞きながら、確かに今までコロナの交付金も含めて一律減収というような考え方も、決してこれは間違っているとか間違っていないとかということではないと思いますけれども、やり方の一つだなどは思っていますが、現場の声を聞きながら、どういった方法が取れるのか。現在は議員のお話の中にもあったとおり、国、それから北海道、JAも含めて支援メニューが出ております。ただ、特定林産物の部分は非常に弱い部分もありますので、そういったところで何ができるのかというのはこれから整理していきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。私は、課長から答弁をいただいた中で、それぞれの痛み具合を聞きながら、それをしっかりと受け止めながら政策に展開していくということだと受け止めましたが、それをしっかりとさせていただいて、そしてあともう一つ重要なこととしては、ご答弁をいただいておりますが、短期的ではなく中長期に継続した支援対策というご答弁をいただいております。まさしくここが大事だと思うのですが、今はコロナ禍、それから原油高騰によって、現状を見ると例えば飼料や肥料、あと燃料高騰が大変だから、それに対する支援はしまししょうですけれども、本来まちがすべきことというのは、持続可能な農業の在り方、これは本町の総合計画にもしっかりとした目標値、農家の就業数をしっかりと確保しようというところがありますから、そこはぶれずに、その柱を持ちながら、そして今直面する課題にしっかりと対応していくということが求められると思うのです。

それで、その一つの柱とすべき経営者対策と、この辺りの考え方はどのような、後継者の考え方、後継者支援、この辺りの考え方はどのように持たれておりますでしょうか。すなわち予算に反映させるですとか、そういったようなお考えはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 議員のお話にもありましたとおり、本町のまちづくり全体を通して1次産業というのは非常に大切な産業でございまして、まちづくりにも大きな部分を占めていると我々も認識してございます。そういった中で、後継者の問題もありましたけれども、以前には就農フェアということで農業者を募るようなフェアへの参加といった取組も一時期していたことがありますので、そういった取組も含めてやっていくという部分も一つの方法かなということもありますが、それで全てが解決するかというのはまた違う問題でございまして、そういった部分も各農業の従事者の方、それからJAの皆さん、関係者を含めて、後継問題をうまく回していくというのでしょうか、持続可能な形でやっていけるかということは町としても一緒に考えていきたいなと思います。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。続いて、3項目めの耕畜連携についてであります。耕畜連携は、これからの日本の農業政策を見ても盛んに今動き始めております。その中にあって、白老町における耕畜連携に近いような取組、そういったものがあればお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 本町における耕畜連携といいますか、畜畜連携というような形の部分も若干あるのですが、本町の野菜農家においては企業農家から堆肥を分けていただくという中でそういう連携を図られているということは我々も承知してございます。また、個人農家で堆肥を使っているところで一部足りない部分を企業農家で余っている堆肥を頂くというような連携も取られているというお話も伺っておりますので、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、もう少し広い、広域といいますか、そういった取組もできないのかどうか、その辺もこれからJA等も含めて協議していければ、まさに進んで経費の削減ということにつながっていくのではないのかなと捉えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。続いて、2項目めへ行きます。

足腰の強い漁業の確立と水産業の振興についてであります。

（1）、人口減少幅の抑制に向けた担い手づくり、人材確保について。

①、水産業の現状と課題について、就業者数・漁船数・平均年齢・漁家平均収入・統計データから見る令和2年からの変化について伺います。

②、漁業世帯の現状分析から、後継者や担い手不足を課題とし、将来的に廃業の可能性がある割合について伺います。

③、北海道内にて漁業に係る独自の支援制度を構築している自治体は38市町村に及び、就業

者支援や漁業機器・漁具購入の支援が行われている。本町においても漁業後継者やサメの被害による漁具に対する支援が求められるが、町の考えを伺います。

(2)、昨今の漁業経営の状況について。

①、原油価格・物価高騰により直面している課題と漁業経営への影響及びその対策について、町の考えを伺います。

②、北寄貝の貝毒による漁業者の漁業経営への影響と対策やその支援策について、町の考えを伺います。

(3)、白老港の整備計画と漁業者の就業環境について。

①、第3商港区の静穏度を上げることを目的とした西外防波堤の整備の残工事の事業費と最終年度について伺います。

②、登別漁港は漁船の係留延長と屋根付き岸壁の整備がされ、快適で衛生的な環境整備が進んでいるが、白老漁港区では、岸壁の経年劣化によるひび割れや破損が生じており、一部の区域の岸壁幅が狭いことによりフォークリフトの安全な往来が難しい等、大変厳しい就業環境にある。登別漁港と比較した場合、公平性が保たれていないが、まちはどのような認識の下で今後の取組を進めるのか伺います。

③、本年8月に発生した作業中の事故の状況と今後の対策について伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長（戸田安彦君） 「足腰の強い漁業の確立と水産業の振興」についてのご質問であります。

1項目めの「人口減少幅の抑制に向けた担い手づくり、人材確保」についてであります。

1点目の「水産業の現状と課題について令和2年からの変化」と2点目の「漁業世帯の現状分析からの課題」については関連がありますので一括してお答えいたします。

令和3年と2年を比較しますと、漁業者数は7名減の194名、漁船数は3隻増の116隻、平均年齢は0.6歳減の55.5歳であります。

また漁業収入から経費を差し引いた所得は、白老、虎杖浜地区から抽出した14名の平均額で99万4千円となっておりますが、収支の安定が図られていないことなどから、廃業者数は2名増の6名となっております。

3点目の「漁具等に対する町の考え」についてであります。本町においてもサメなどにより約1,500万円の漁具被害が発生していることから、駆除事業とともに対策の必要性はあるものと認識しております。

2項目めの「昨今の漁業経営の状況」についてであります。

1点目の「原油価格・物価高騰により直面している課題への対策」についてであります。コロナ臨時交付金による経営支援は2年度より継続して実施しておりますが、物価高騰支援についても、今後手法など関係機関と協議してまいりたいと考えております。

2点目の「北寄貝の貝毒に対する支援策」についてであります。本年7月に行われた検査結果が基準値を超え、胆振太平洋沿岸地域で約1か月間の操業が中止となり、影響は大きいも

のと捉えておりますが、支援については今後国や道の動向を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

3項目めの「白老港整備計画と就業環境」についてであります。

1点目の「防波堤の整備」についてであります。3年に国の外部評価委員会において白老港湾建設事業の再評価が行われ、その中で残事業費は10億円、整備予定期間は8年度まで、整備進捗率は98パーセントとなっております。

2点目の「白老港と登別漁港と比較した場合の認識と解決」についてであります。登別漁港は第3種漁港として、国の直轄特定漁港漁場整備事業で水産庁において事業展開しておりますが、一方白老港は地方港湾として国の直轄事業で国土交通省において事業展開を行っております。

事業主体や整備手法が異なることから、比較することはできませんが、解決に向け直轄事業主体である北海道開発局と引き続き相談してまいりたいと考えております。

3点目の「本年8月の事故の状況と今後の対策」についてであります。漁業者の家族が作業中、岸壁のひび割れ部分に足を取られ転倒し捻挫したものであります。その後応急措置として補修工事を実施したところであります。今後このようなことが無いよう、適切な管理を進めまいります。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。まず、1点目と2点目に関連して再質問いたします。

漁業者数は減少とのことですが、まず10年後の見込みはどのように予測されていますでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 齋藤産業経済課参事。

○産業経済課参事（齋藤大輔君） 漁業者数の10年後についてはどうかというご質問でございます。過去の漁業者数の推移を見ますと、白老、虎杖浜地区、正会員と準会員を含めた組合員数は、年々減少傾向となっております。過去3か年の平均減少率2.8%となっておりますので、この割合からいけば10年後は約140名程度となることが予想されるところでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。今これから減少傾向にあり、10年後も非常に厳しい漁業環境であるということが分かります。そして、続いて平均年齢についてであります。平均年齢は55.5歳ですか、こちらの白老と虎杖浜の内訳についてまずお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 齋藤産業経済課参事。

○産業経済課参事（齋藤大輔君） 組合員の平均年齢の状況でございます。まず、白老地区の平均年齢は令和3年、54.4歳となっております。平成30年と比べ1.6歳、それから虎杖浜地区の平均年齢、こちらは令和3年で58.6歳、平成30年度と比べ0.2歳、それぞれ年齢が若くなっている状況となっております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。続いて、所得の関係です。平均額が99万4,000円ということで、これは非常に厳しい状況だなと私は受け止めました。これは、言うなれば漁業者の皆さんは蓄えを削りながら操業しているというような大変厳しい状況であるのかなと私は捉えるのですが、まちの認識はいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 齋藤産業経済課参事。

○産業経済課参事（齋藤大輔君） 所得の部分でございます。この部分を詳細に申し上げます。白老地区8名、虎杖浜地区6名、合計14名を抽出した平均額となっております。令和3年では、漁業収入が2,147万5,000円に対しまして漁業経費が2,481万円で、差引きしますと99万4,000円となっております。例えば99万4,000円という数字に対しまして、平成30年では288万4,000円となっております。比較しますと約65%減ということになっておりますので、当然町としましても非常に厳しい状況であると認識しております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。3点目の部分なのですけれども、足腰の強い漁業の確立には漁業後継者支援の制度構築が必須であると。これは、先ほど課長からも答弁があったように、10年後の漁業者数、これは140名程度になりますし、平均年齢、これは55.5歳ということで実際に高いですね。若返りを図らなければなりません。そういったところで後継者支援の制度構築が必須であると。その中であって、私もいろいろ調査しましたが、全道各地でも後継者支援の制度などがありますが、ここでお聞きしたいのは先駆的な自治体の事例、どのような補助制度があるかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 齋藤産業経済課参事。

○産業経済課参事（齋藤大輔君） 補助制度についてでございますが、令和3年度時点で道内38自治体において支援制度を構築してございます。どのまちにしましても、人口減少対策や担い手対策の一環としまして新規就業者、もしくは担い手への助成、それから資格取得や住宅などへの助成、このような状況と捉えているところでございます。また、胆振管内においてはむかわ町で住宅整備支援事業を実施しているといったところは押さえてございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。状況は分かりました。この件については、また後ほど理事者のお考えを聞きたいと思っておりますので、次に2項目めに行きます。

昨今の漁業経営の状況についてであります。漁業者も原油価格の高騰、このあおりをかなり受けているというところではありますが、ここでお聞きしたいのは1隻当たりの燃料は幾ら使っておるのか、その現状についてお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 齋藤産業経済課参事。

○産業経済課参事（齋藤大輔君） 燃料についてでございます。いぶり中央漁業組合の白老支所に所属している漁船について、一つの例ということで答弁をさせていただきます。令和4年

4月の1か月間、実際に給油した燃料数量と単価、これを漁船の大きさごとに平均値を算定しまして、令和3年の4月の平均単価と比較した場合でございます。こちらについては、あくまで給油した量でございますので、実際は令和4年5月に使用している部分も含まれていると考えられますので、あくまで目安としてご了承願います。

初めに、9.7トンクラスの漁船でございます。総燃料数が3万8,005リットル、出漁回数は124回、1回当たり306.5リットルとなります。令和4年4月の平均単価が97.7円で、2万9,945円、令和3年4月の平均単価80.5円で、2万4,673円、1回当たりの増加額は差引き5,271円となっております。また、平均の出漁回数14回でございますので、およそではございますが、1か月当たり7万3,794円の増と押さえることができると考えております。

また、4.9トンクラスの漁船でございますが、総燃料数が1万1,991リットル、出漁回数は129回、1回当たりは93リットルとなります。令和4年4月平均単価が97.7円で、9,086円、令和3年4月平均単価80.5円で、7,487円、1回当たりの増加額は差引き1,599円となっております。また、平均出漁回数は11回でございますので、1か月当たり1万7,589円の増と押さえることができると考えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。私も直接漁業者の方々にヒアリングしておりますけれども、1回の出漁に当たり200リットルも入れるというようなお話も聞いていて、これはお話を直接聞いてみなければ分からないなというところをひしひしと私自身感じたところであります。その中で、こちら大変厳しいという状況であります。ここで1点、これに関連して質問いたしますが、この燃料については今までのこの議場での議論の中でも国の支援策があるということをお聞きしております。この燃料に対してです。国の支援でどれほど賄っているのかというところなのですが、その辺りについていかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 齋藤産業経済課参事。

○産業経済課参事（齋藤大輔君） 国の支援としましては、漁業経営セーフティーネット構築事業という、燃料価格上昇に対しまして国と漁業者が資金を積み立て、一定の基準を超えた場合に補填金が支払われるという仕組みと押さえております。実際のやり取りにつきましては国と漁業協同組合ということで、細かい部分は押さえてはおりませんが、価格高騰の影響が長引いている状況から、ここの補填の部分だけでは当然賄い切れてはいない状況ではないかと捉えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。続いて、3項目め、白老港整備計画と就業環境についての再質問であります。

1点目の防波堤の整備については、整備予定期間は令和8年度までということであり。それで、私は過去の議場での議論、これをいろいろと勉強して調べたのですが、平成29年6月に松田議長が同内容の一般質問を行っております。そのときに、町長はこのような答弁を

されております。ちょっと読み上げます。昨年11月、すなわち平成28年11月の北海道開発局事業審議委員会による事業評価において事業進捗の見込みが示されたところであり、残事業費については平成29年度以降で11億円程度、事業が順調に推移した場合は平成33年度、つまりは令和3年度で完成を予定しているというご答弁でありました。そこで、質問いたしますが、当初の残工事の最終年度が令和3年から今回の令和8年度と5か年も延伸になった理由について伺います。

○議長（松田謙吾君） 齋藤産業経済課参事。

○産業経済課参事（齋藤大輔君） 島防波堤の部分のご質問でございます。今回答弁いたしましたのは、令和3年に再評価された白老港の整備の再評価の資料に掲載されている内容となっております。今議員のご指摘の部分、平成29年といったところにつきましては前回の平成28年度、5年前でございますが、そこで再評価された資料に掲載されている内容でございます、確かに事業完了予定は平成33年度となっていたところでございます。5年間の延伸といったところでございますが、事業の必要性の再検証をした結果、現地測量などによりまして消波ブロックの数量が増加したこと、この製作における事業期間として5年延伸されたといったことになっております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。この部分、完成時期が5年延伸になったということは、今までも再三同僚議員の皆さんが屋根付岸壁の関係等をいろいろと議論しておられます。その中でいくと、屋根付岸壁等の思いというのは白老町の漁業者の方々の切実な思いであります。その中であって、私自身も屋根付岸壁等、これは強く要望しているものであります。これはとても重要な問題だと思うのです。なぜならば、当初であれば令和3年度に防波堤の関係も終わって、次のステップに向かうという中で屋根付岸壁等のことも出てくるのかなと私は感じております。そういう意味では、これはとても重要な案件であるのかなと私は強く感じているところであります。延伸になった部分、この部分について理事者はどのような認識を持たれているのか。課長から答弁がありましたけれども、これが5年間も延びるということは、私の質問は、漁業者の思いを考えると、それは大変なことではないかと私はなると思いますので、その辺りは理事者としてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 港湾整備が5年間延びたという部分についてなのですが、漁業者の思いというのは、これは十分認識しているところです。それで、まずはどうか、昨日もちょうとご答弁させてもらいましたけれども、岸壁の整備だとか、それから狭隘化、それから屋根付岸壁、こういった大きな課題というのはもう既に担当レベルではお話しさせてもらっていますけれども、なかなか順序立てて進まないという部分もあるのです。なので、ここの部分については、担当レベルとか、そういった中で話をさせてもらいながら、相談させてもらいながら進めていきたいと思っています。それで、最終的に島防波堤が完成するというのですか、その状況というか、完成しないと駄目なのかという部分については、この辺ははつき

りとしたものは今持ち合わせていませんので、まずはなるべく早く施工ができるように、そのことについては国との相談はしていきたいと考えています。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。2点目の白老港と登別漁港と比較した場合の認識と解決についてであります。登別漁港は水産庁での事業展開です。それから、白老港は国土交通省での事業展開ということで、その所管が違い、整備手法が異なることは、私もこれは理解いたします。ただ、先ほども申したように、漁業者の皆さんの立場になると双方の就業環境、これは大きな違いがあります。白老港における屋根付岸壁の整備実現に向けて、竹田副町長からの答弁はいただきましたが、今後の要望の部分についてはまちとしてしっかりとビジョン、計画、これは漁業者の声もしっかりと酌み取って、もちろんまちのこれからの未来を見据えた町の漁業とはこうなのだというのがしっかりとある、それが1つ、国を動かす材料になると私は考えますが、その辺りはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） まず、港湾整備の関係のご質問にお答えしていきたいと思っておりますけれども、漁業者にとってみれば整備の手法というのは水産庁であれ国土交通省であれ、これは関係ないというか、あまり重要でないという部分だと思います。それで、漁業者にしてみれば早く環境整備をしてもらいたいということは当然のことだと思います。ただ、国とのやり取りの中でなかなか進まない部分があるのも事実です。なので、町もそうですけれども、漁業協同組合もそうですけれども、漁業者もそうですけれども、そういった関係のある方々と連携しながら、同じ目標に向かって進められるように我々も取り組んでいきたいですし、力を借りた中でやっていきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。3点目の岸壁のひび割れによる事故についてであります。私は直接被害に遭った漁業者の方とお話ししておりますけれども、このひび割れについては今に始まったことではないと、これは3年も前から危険であるということを経験した漁業者や町にも相談していたということでもあります。昨日同僚議員からの質問もありましたが、その辺りはしっかりと予算化していくという答弁がありました。私はまたあえてここは再度確認したいのですが、ひび割れの問題、これについてまず現状としてこれに係る予算と年次計画、これは昨日のやり取りでいきますとないというようなことなのかなと思いますが、予算と年次計画についてお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 齋藤産業経済課参事。

○産業経済課参事（齋藤大輔君） 実際にどのような修繕を行っているかといったところで、令和3年度の状況についてまずご答弁したいと思います。令和3年4月、漁港区の第1岸壁の補修工事で24万9,000円を使用しております。また、令和3年9月においては、漁港区第2物揚げ場補修工事として同じく29万円程度、こちらを使用しているところでございます。港湾全体

としましては、修繕料124万7,000円に対しまして漁港区に82万8,000円程度を使用しているといったところでございます。こちらにつきましては、経常費の修繕料で修繕を行っているところでございます。令和4年度におきましても、その予算枠、修繕料の範囲の中でまずは対応していきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。私がいろいろと調査するところ、この事業費と、本当にやるとするのであれば多額な予算が必要であると理解しております。その中であって、そうはいつでも漁業者の安全確保、これは必ずというか、町がそこはしっかりと安全を担保するということが必要だと考えます。それで、昨日も同じように質問があり、これは事業費等を見込むというお話であります。私は早期なる修繕、これを求められますので、事業費等の確立というのですか、それも見込んで何とか漁業者の皆様のために支援をお願いしたいと考えます。

続いて、そういう意味で今後は足腰の強い漁業の確立をするためには、私は以前から申しておりますが、固定資産税の超過税率、これは年間2億5,000万円以上あります。この件に関しましては、ちょうど1年前の9月会議にて私は廃止すべきと提言しております。ただ、町のほうの答弁は財源確保が必要不可欠であるということ、そしてさらには古俣副町長の答弁では、町民の皆様方の血税の中からいただいた税金をどう使っていくか、そのところに十分考えを注ぎながら進めてまいりたいと、この超過税の部分は何らかの形で実際的に今後町民の皆様方の幸せづくりのために使っていかなければならないと強く考えておるといところでございました。必要なことは、超過税率の関係は、これは目的を持ったものではありません。例えば入湯税であれば、これは目的税でありますから、これは観光振興のために使いましょうとなりますが、固定資産税の場合これは厳しいものです。そういうことから、1つ、この超過税率を継続するならば、町民の皆さんが納得する使い道を示すべきと考えております。そういうことから、農林水産業や水産業の振興に係る基金を設けて、この2億5,000万円、3億円ほどになるかもしれません。これをしっかりと足腰の強い産業をつくるのだということでの基金をつくり、そこから農林水産業の確立に向けて展開すべきと考えますが、理事者のお考えはいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 固定資産税の超過課税ということで、私のほうから。

農林産業、そして漁業、水産業ということでのご質問から様々な議論というか、答弁をしてきましたけれども、私たち町としても1次産業が本町にとっては基幹産業だという重要な位置づけにあるという認識でおります。ですから、様々な課題が今挙げられた中で、目先の今ある物価高騰だとかという問題も大事にしないけれども、将来的な農業だとか漁業だとかしっかりと位置づいていけるような体制というか、そういうものをつくっていかなければ本町の一つの未来が開けないのではないかなということをつまえております。

その中で、議員のほうからご提案のあった超過課税と言われる2億5,000万円の金を1次産業に目を向けた形での基金的な部分を確立してやっってはどうかということについては、私自身それも一つの方法だということを受け止めたい。ただ、この2億5,000万円は一般会計の中として

農林だとか水産だとかということだけではなくて、一般的な町民の皆様方にも負担をさせていただいておくことも含めて、しっかり返していきたいと、そういうことでやらせていただいております。ですから、目的税的にこれにということではなくて、これにもという考え方の中で1次産業に向けての様々な物価高騰の面もあるし、長期的なひび割れ問題も、これはけが人まで出すような状況なので、そのこのところはしっかりと町としてもご指摘があったように安全性を担保していくと、それが最初に言ったようにまちの1次産業をしっかりと足腰の強いものにしていく方策だと思っていますので、その使い方について特別目的税的にはできないけれども、しっかりと今出された状況を踏まえて、税から皆さんにいただいているお金をしっかりと皆さんに還元していくというか、使っていくようには努力したいと思えます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。続いて、産業政策の在り方について問いたいのですが、農業の関係もそう、漁業の関係もそうですが、課題等は農業協同組合に確認して、農業協同組合と相談して、漁業協同組合と相談してというお話であります。私はそうではないと思うのです。まちがしっかりとしたビジョンを持ち、まちがどのような足腰の強い農林水産業を確立すべきか、というようなしっかりとしたビジョンがあるのであれば、それに対する政策は持たなければならぬ。そこを持った上で、農業協同組合、漁業協同組合、それから漁業者、それから農業者の皆様と対話していくという、そういったことが少し弱くなっているのかなという気が私はいたします。その辺り理事者はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 政策の在り方といいますか、つくり方という部分だと思います。漁業関係もそうですけれども、先ほどの農業も、政策としてこういうことをするのだということは、基本的というか、町のほうではしっかりと持って、その考え方を漁業協同組合だとか農業協同組合だとかに示しながら、このことはどうですかという議論をしながら、さらにいい政策になるように、そして施策とか事業とか、そういった部分で展開できるようにこれはしていかないと駄目だと思っていますので、そういう形の中で取組を進めたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。私は、政策をつくり上げるまちの姿勢は、行政組織の中にもこれは表せると考えております。行政組織の関係でいくと、令和3年4月に実施された機構改革に対して私は反対をさせていただいております。それは、理由は農林水産課がなくなったことです。今回のコロナ禍を見ると、まちはウポポイを起爆剤としたまちづくり、これを大きく掲げている。ただ、状況を見ると、観光というのはとても弱いのです。というのは、要は人の足が止まると、宿泊だとか、そういったものは非常に影響を受けます。ただ、その中にあって1次産業、食関連産業も踏まえてそうですが、白老町の多様な食資源があります。牛肉から魚介類、全てありますが、これは流通の仕組みというのですか、顧客に届く仕組みはインターネットを利用してだとかということ、これは強いものであるのです。ですから、まずは

足腰の強い1次産業があって、そこで観光という一つの手法でウポポイだとか、そういったところの力を借りながら経済振興を進めていくということが私は重要であると考えております。

その中であって、今回の政策のつくり方もそうですが、もともとは農林水産課ということで水産も一緒でありました。これは、今回私は耕畜連携のお話もしておりますが、水産や農業、この連携、その政策をしっかりとするとこれがまた足腰の強い産業を確立するものであります。そしてまた、機構改革により私がちょっと違和感を覚えているのは、水産港湾室、これは水産港湾室長がおられます。アイヌ政策推進室も室長がおられる。だけれども、室長は室長で課長職の権限をしっかりと与える。そして、農林水産課は、ここは統合させながら進める。統合というか、またしっかりとした課を設置するということが私は必要だと思うのです。

これをなぜ私は言うかということ、対外的な皆さんのお声です。農業協同組合、漁業協同組合からしても、なぜ白老町は農林水産課がなくなったのだと。産業のほうに併せましたけれども、1次産業あつての白老町というような認識はやっぱり皆さん持たれているわけです。そういったところからまちの姿勢的な部分でもう一度ここに着眼をきちんとして、しっかりとした組織をつくっていただきたい。私はこの件に関しては昨年も質問してありまして、古俣副町長のほうからは、これはあくまでもステップを踏みながら完成形に持っていくというような答弁もいただいておりますので、これは新しい新体制になって2年目ですか、になって今いろいろとよい部分、悪い部分というのが出ていていると思います。

そこで、私はお伺いいたしますが、今回の機構の在り方、1次産業への貢献の部分でメリット、デメリットはどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 機構改革のありようについて、議員のほうから実際的な面で農林水産の部分が見えてきていないと、そのことが政策立案においても弱体化しているのではないかとのご指摘かと受け止めました。先ほども申し上げましたように、町としては1次産業はまちの基幹産業だということは十分押さえております。その中で産業形態として、今あったように農林水産というだけではなくて、観光だとか商工だとかも含めた形で、本町の経済体制というか、そういう関わりを含めた形での連携形態が、より産業としての、経済としてのありようについて職員がしっかりと業務をやっていくということがふさわしいのではないかと。そのところが1つ考えの基にあつて、大課制を組みました。

もちろんそこには、定員配置という機構における人と人の構成の仕方について考えていかなければならない側面も実際にはあります。職員が減ってきている、課長数がそれに対して多くなってきている。そういうところを是正していかななくてはならないということも確かにあるのですけれども、私が最初に述べたような、うちの産業形態を一つ一つ分けているよりは、しっかりとした一つの枠組みの中で様々な観点から連携を図りながら、1次産業から得られるものを次の観光だとか商工だとか、そこの連携をどういうふうに行っていかなければならないか、その辺のところをもう少し、職員としっかりとした構築はまだまだ遅れている部分があるのですけれども、そういう考えの下に大課制というか、産業というくくりの中で全体のくくりの中でやった機構改革であります。その辺のところはまだまだ、完成形がどこにあるのかというご

指摘されるような弱さという部分はまだあるかと思えますけれども、しっかりとそここのところは私たちが職員と一緒に完成形を目指して進んでいきたいと考えています。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時19分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。この部分の最後に町長に答弁いただきたいと思うのですが、まず漁業と農業です。これは、10年後の就業者数の確保、これがやっぱり喫緊の課題であります。そういった意味で、後継者の支援策や担い手の確保、これにかける思いを最後に確認させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 白老町の1次産業は、海も山もありますので、基幹産業としてこれからも白老町の大きな重要な産業として発展していかなければならないとまずは思っております。今日の議会の議論でやり取りをしていた燃料等々の資材の高騰については、国の給付金等々もありますし、それは一時的には支援をすることはできるのですが、中長期的に考えると、これは一時的な支援であって、きちんとまちとしての政策の中で、先ほど貳又議員のおっしゃったビジョンを掲げて、1次産業の従事者と一緒につくり上げていかなければならないと思っておりますので、この辺は小まめに事業者等々のお話も聞いて、今後生産するものがどういう形できちんと流通に対価として戻ってくるかというものも、こちら側で白老町としてはこういう形でいくのだというものを示しながら進んでいかなければならないと思っております。

また、観光の話も出ました。基幹産業である食がしっかりしていないと、観光客が来たときにおいしいものも食べられなくなるということもありますので、この辺は町内で連携できるものは町内で連携して、町内で連携できないものも出てきますので、この辺は広域的に考えて政策をつくり上げていきたいと考えております。

それと、担い手の問題なのですが、これは1次産業に限らず、どこの業種も担い手、もしくは従業員の確保が今難しくなっております。国の政策としては外国人の労働者、研修生として受け入れて、その期間を今長くして、ただやっぱりデメリットもあるので、問題が発生したときにその対応で今国も動いておりますので、この辺は注視をしながら、白老町の事業者と一緒に担い手、そして従業員の確保をしていかなければならないと思っております。ただ、子供たちの数が減っているのも、長期的に考えると間違いなく1こま1こまの人数は足りなくなると思っておりますので、この辺はITとかAIとかを使ってどういう分野にどういう支援ができるのかというのはこれからもつくり上げていかなければならないですし、関係人口で夏場だけ、冬場だけ、忙しい時期にも来られるような仕組み、体制を、これは商工会とかと一緒に考えていかなければならないと思っております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。続いて、「しあわせ感じる元気まち」を基本姿勢とした「安心して住みよい生活環境のまち」についてであります。

（1）、消費者保護対策の推進について、高齢者を狙った悪質な電話勧誘や訪問販売によるトラブル等の実態と対策について伺います。

（2）、町民生活相談について。

①、町民生活相談の件数及び傾向とその解決に向けた取組状況について伺います。

②、高齢化の急速な進展とともに相談内容が複雑化・多様化しているなか、行政組織における現状と課題、その対策について伺います。

（3）、快適な生活環境の保全について。

①、有害昆虫や鳥獣などの駆除の現状と課題について伺います。

②、本年1月に発生した緑丘地区の住宅火災において、現在も火災現場の撤去が進んでおらず劣悪な環境となっている。周辺にお住まいの住民の皆様からは、長期にわたる放置により、健康被害や精神的なストレスなどの悲痛な声が上がっているが、どのように受け止め解決を図るのか、現在の進捗状況と町の考えを伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「しあわせ感じる元気まち」を基本姿勢とした「安心して住みよい生活環境のまち」についてのご質問であります。

1項目めの「消費者保護対策の推進について、高齢者を狙った悪質な電話勧誘や訪問販売によるトラブル等の実態と対策」についてであります。

消費者を狙った電話勧誘や訪問販売に関する相談件数は令和元年度が116件、2年度が107件、3年度が80件で推移しております。その手口は古典的な布団やリフォームなどの訪問販売が横行する一方で、最近では光回線の勧誘や、損害保険申請の代行といった巧妙で高齢者を狙った事案が多く発生しております。

こうしたトラブルを防ぐため、現在は生活環境課内に消費生活センターを設置し、消費生活相談員による相談業務、消費トラブルに関する広報誌への連載、さらには消費者被害防止に向けた街頭啓発などを実施しているところであります。

2項目めの「町民生活相談」についてであります。

1点目の「町民生活相談の件数及び傾向とその解決に向けた取組状況」についてであります。町民からの生活に関する相談は、内容が広範多岐に渡るうえ、軽微なものから解決が困難なものまであり、それぞれの担当部署で対応していることから件数については把握できない状況です。

また、町として対応できない相談事案については弁護士による「無料法律相談」の開設により対応しており、利用件数は元年度が123件、2年度が92件、3年度が81件となっております。

2点目の「高齢化の急速な進展とともに相談内容が複雑化・多様化しているなか、行政組織

における現状と課題、その対策」についてであります。社会経済活動がIT化、キャッシュレス化、通信販売など利便性は進む一方で、高齢者にとっては理解が困難なものも多くあると捉えております。

こうした利便性を逆手に取った振り込み詐欺や、投資詐欺、悪徳商法などは行政組織だけで未然に防げないことから、町、警察、金融機関、郵便局、福祉団体、経済団体等で組織する「白老町消費者被害防止ネットワーク」を組織し、消費者被害に関する情報共有や、被害に合わないための啓発活動に努めております。

3項目目の「快適な生活環境の保全」についてであります。

1点目の「有害昆虫や鳥獣などの駆除の現状と課題」についてであります。過去3年間の駆除件数は、スズメバチの巣の除去が令和元年度が47件、2年度が71件、3年度が172件。アライグマの駆除数は元年度が171頭、2年度が153頭、3年度が182頭。エゾシカの捕獲数は元年度が1,518頭、2年度が1,415頭、3年度が1,657頭という状況となっております。

現状としては、駆除活動に従事する担い手の高齢化が進んでいることから、今後活動を継続するためには担い手の確保が課題と捉えております。

2点目の「緑丘地区の火災現場の撤去が進んでいないが、現在の進捗状況と町の考え」についてであります。本年1月29日の深夜に発生した住宅火災ですが、所有者である大家さんと借主の間の協議結果は、火災の原因者である借主が責任を持って整理することとなっております。現状としては手つかずの状況であります。近隣住民の方からの声は町にも届いており、借主の方と直接お話もさせていただいておりますが、なかなか進展しないことから、所有者とも協議を進めているところであります。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。1項目めと2項目めを関連させて再質問させていただきます。

相談件数は減少傾向にあるということでありましたが、まず実態はいかがかということと、あとまた地域包括支援センターのほうにもこういった関連した相談もあるのかなと思いますので、その実態について分かれば教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） まずは、生活相談の相談件数が減少傾向にあるということで先ほど町長のほうから答弁がありました。令和に入ってから架空請求のはがきが届くというケースが多くて、令和元年、2年がちょっと多かったのですが、それが3年度は減ってきたといったところで減少傾向という形になっております。相談内容としましては、やはり高齢者を狙った被害の相談が多い傾向でありまして、手口をいろいろ変えて巧妙化しているというような状況になっております。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 私ども地域包括支援センターへの相談の内容でございますが、認知機能の低下などによりまして、その販売自体が悪質かどうかは別にしましても、例え

ば布団を買われた、それからサプリメントを買われたというようなところで、なかなか支払いが立ち行かなくなったということでご本人なりご家族から相談いただくケースというのが近年増えてきていると捉えておりまして、そこについては当然生活環境課、消費生活センターのほうにつないでいるという状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。私も実態を把握しておりますが、高齢者の皆さんはいろんな電話が来ると言うのです。お宝鑑定団ではないですけれども、そんなようなものだから、いろいろ来ると言う中で、役場のほうに相談できる方も少なくなっているのかなというところを感じております。そんな中で、これからどんどん、どんどん悪質な取組というか、悪質な傾向にある中で、本町の消費生活相談員の方、これは要だと思うのです。高齢者の方が安心、安全で暮らせるという意味です。その中であって、それぞれの自治体により対策や体制には違いがあると考えますが、本町の消費生活相談員を含めた体制はどのようなものになっているのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） 本町における相談体制ですが、白老町消費生活センターの組織及び運営に関する条例がありまして、こちらに基づきまして、センター長として私が、それと消費生活相談員、これが国家資格なのですが、この資格を持った者を相談員として配置をしているところであります。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。課長のほうから答弁がありましたが、国家資格が必要であるということです。白老町の場合はその国家資格有資格者がおられるということで、大変心強いと私は認識しました。その中で、この国家資格はなかなかハードルの高いものと私は感じておりましたが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） この国家資格なのですが、消費者庁所管の消費者安全法、こちらに定められた国家資格でして、日本産業協会、もしくは国民生活センターが実施する試験に合格する必要があります。合格率が昨年でいきますと38%ぐらいだったと思いますが、そのぐらいの合格率になっているといった状況でございます。現在我々の当課で相談業務に当たってくれている職員は通算で12年目になるベテランなのですが、日々刻々と変化する相談内容の中で常日頃、手口もいろいろ変わってきますので、日々勉強といったような、いろんな研修もあるのですが、それでは足りず、自分で勉強されているといったような状況が見受けられるところであります。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。この国家資格の合格率も38%、狭き門であるという

ことと、先ほどの課長の答弁ですが、日々変わる情勢の中で常に勉強しながら対応するという事は本当にながりの努力とスキルが必要なのかなと感じました。その中でいくと、こちらは1名体制とかということではなくて、先ほどの後継者、担い手の話ではないですけれども、例えば1名、またそこにサポートを置いて、そこからもまた勉強していただいて、高齢者の皆さんの安心、安全を守るようなことを視野に入れた体制づくりというのが必要なのかなと私は考えますが、理事者のお考えはいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 相談員の2名体制という部分ですけれども、1人より2人のほうが相談体制としては確立されている部分であると思えますけれども、そのことはちょっと別にして、なかなか2名体制という形は取りづらいついというか、取りにくいところもありますので、ただ今後今いる方が辞められて、次の方という形になってくると思うのです。そういった後継者に引き継ぐといった部分では、前に今いる方の前の方がいまして、重複期間というのですか、ある程度の期間を取りながら、お互いに情報交換しながら引き継いできたということもありますので、そういったことを視野に入れながら、何年後かは分かりませんが、そういったことも考えながら、次のところに引き継ぐという意味合いも含めてこの部分についてはやっていきたいと思ついます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。高齢者を守る取組ということで、訪問販売のお断り、被害防止シールなどがよくあります。この対応はいかがになっておりますでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） 我々センターのところにはいろんな相談が来るのですが、訪問販売、高齢者のお宅に直接来られて、何か売物はないかといったようなことで、直接来られると断りづらいついといったような現状があると聞いています。そんな中で、議員おっしゃられた訪問販売お断りステッカーというものがございまして、これを貼ることによって北海道の消費生活条例、こちらに抵触するような、そのステッカーが貼ってあるにもかかわらず訪問に訪れるということはその条例に違反するということになりますので、一定の抑止効果はあるのかなと考えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） このステッカーは抑止効果があるということで、これは大変効果的なものであるのかなと思ついます。であるならば、白老町内の高齢者の世帯のほうにはどれだけ配付されているのか、それが充足されていないのであれば、しっかりとこども予算確保しながら対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） ステッカーの制作数ですが、令和3年度は1,500部作成して、必要な方にお配りしている状況です。過去には、平成27年度なのですが、1万部作成しまして、

町内会を通して高齢者世帯のお宅を中心にお配りさせていただいたといったケースもございます。それから約7年たちますので、色あせたり劣化したりといったものも見受けられる状況もあるかなと思いますので、来年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。最後、3項目めになります。有害昆虫については同僚議員のほうからも質問がありましたので、2点目の緑丘地区の火災現場の撤去、この件についてであります。先ほど町長の答弁もいただきました。なかなか進展しないという課題がありますが、こちらは特定家屋としての認定をしながら法的措置を取るようなことも考えられるのかなと思いますが、その辺りのお考えについてお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） ただいまの火災住宅の空き家としての対応方法なのですが、火災によって放置されている住宅、こちらについても現在国土交通省ですとか総務省のガイドラインにおいても、火災となった住宅は空き家等としてみなして対策ですとか計画の対象になるとされておりますので、白老町の空家等対策計画においてもその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態として特定空家に認定することですとか、不良住宅として国の空き家対策総合支援事業、また空き家再生等推進事業を活用して除去を進めていくことは、制度上は可能であると捉えております。ただ、こうした国の制度の活用については、所有者の負担のほかにも各自治体においても一定の負担割合というのが生じてまいりますので、このたびの火災住宅のケースだけではなくて、今後増え続けると想定されております空き家、不良住宅に対してもどのように考えていくのか整理していかなければならない課題も多くあると考えておりますので、こうした課題を整理して、国の補助制度の活用を考慮して、事業の構築を進めていくためにまずは北海道のほうと協議を進めていかなければならないかなと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。この近隣住民の皆さんの声というのは、日々あの現場を見て、臭いで日常のふだんの暮らしというのがなかなか気持ち的にもできないような状況でありますので、答弁いただいた火災の原因者である方がしっかり責任を持つというのは、これは一番優先ですけれども、ただ私は周辺住民の皆さんの安心、いつになったら解決できるのだという、その辺をしっかりと担保することが町としては大事なことだと考えておりますので、一刻も早い解決を求めます。また、あの周辺は保育園もあり、小学校の通学路でもありますから、雪が降って、また解けてとなってくると子供たちにとっても危険な場所であると思いますので、早期なる解決を求めます。

そして、最後になりますが、私の今回のお題目、しあわせ感じる元気まちを基本とした安心で住みよい生活環境のまち、高齢者の方々が安心してというところではありますが、これは総合計画に基づいたものを私は今回唱えさせていただきました。高齢者の皆さん一人一人の思い、

その中で皆さんが抱える課題だったり望み、希望だったりというのは一人の方の声だとしても、それはやはり共通するものが多々あると思うのです。ですから、そういったところをさらに、職員の皆さんも欠員状態でかなり人数的にも厳しい状態ではありますが、より一層高齢者の皆様に寄り添ったまちづくりが必要なのかなど私は考えておりますので、最後にその思いを町長に確認いたしまして、私の質問を終了させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 総合計画にも掲げておりますので、しあわせ感じる元気まちを基本姿勢に環境整備等々を今進めている状況でございます。いろんな問題があります。消費者の問題、それと火災の後の家屋の問題等々もありました。それぞれ解決するために私たちも全力を尽くしていきたいと思っております。

貳又議員のご質問は高齢者のお話もございましたので、総体的に回答させていただきます。白老町は高齢化率が約47%になっていますので、60歳以上を考えると半分以上の方が高齢化で、超高齢化社会に突入をしております。それぞれの地域の環境をよくするためにいろんな施策を積み上げていかなければならないと考えておりますし、今までは、何回かお話ししたことがありますが、ウポポイを中心の予算計上でありましたが、今年度より安心、充実、未来への投資ということで、充実というのは町民生活に即した施策を打っておりまして、まだまだ予算は足りないと思っておりますが、道路の環境であったり、公共交通であったり、いろんな高齢者に対する施策を転じておりますので、一人一人の住民のどこが足りないのか、まだはどこを充足していかなければならないのかというのは現場の声を聞きながら施策をまた打っていききたいと思っておりますし、未来への投資はまたそれに併せてプラスアルファの部分もありますので、白老町は幅に長いまちでございますので、それぞれの地域の文化もでございます。環境整備も併せて、それぞれの町民が幸せを感じられるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 以上で4番、会派みらい、貳又聖規議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎報告第6号 令和3年度白老町財政の健全化判断比率について

○議長（松田謙吾君） 日程第3、報告第6号 令和3年度白老町財政の健全化判断比率についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案書、報6―1をお開きください。報告第6号 令和3年度白老町財政の健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度白老町財政の健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

実質赤字比率、発生してございません。連結実質赤字比率も発生してございません。実質公債費比率12.1%。将来負担比率21.4%でございます。

令和4年9月2日提出。白老町長。

よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第6号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第7号 令和3年度白老町公営企業の資金不足比率について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、報告第7号 令和3年度白老町公営企業の資金不足比率についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案書、報7—1をお開きください。報告第7号です。令和3年度白老町公営企業の資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度白老町公営企業の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

会計の名称、水道事業会計、資金不足比率、発生してございません。国民健康保険病院事業会計、資金不足比率3.8%。下水道事業会計、資金不足比率、発生してございません。港湾機能施設整備事業特別会計、資金不足比率、発生してございません。

令和4年9月2日提出。白老町長。

よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第7号は、これをもって報告済みといたします。

◎認定第1号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和3年度白老町水道事業会計決算認定について

認定第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

認定第4号 令和3年度白老町下水道事業会計決算認定について

- 報告第2号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算に関する
附属書類の提出について
- 報告第3号 令和3年度白老町水道事業会計決算に関する附
属書類の提出について
- 報告第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計
決算に関する附属書類の提出について
- 報告第5号 令和3年度白老町下水道事業会計決算に関する
附属書類の提出について

○議長（松田謙吾君） 日程第5、認定第1号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和3年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第4号 令和3年度白老町下水道事業会計決算認定について、報告第2号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和3年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第5号 令和3年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上8件を一括議題に供します。

それぞれ提案理由の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） それでは、認1―1をお開きください。認定第1号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次のとおり令和3年度白老町各会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月2日提出。白老町長。

- 1、令和3年度白老町一般会計歳入歳出決算。
- 2、令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。
- 3、令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。
- 4、令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。
- 5、令和3年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。
- 6、令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算。
- 7、令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算。

続きまして、認2―1をお開きください。認定第2号 令和3年度白老町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度白老町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月2日提出。白老町長。

続きまして、認3―1をお開きください。認定第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月2日提出。白老町長。

続きまして、認4―1をお開きください。認定第4号 令和3年度白老町下水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度白老町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月2日提出。白老町長。

続きまして、報2―1をお開きください。報告第2号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

地方自治法第233条第5項及び第241条第5項並びに同法施行令第166条第2項の規定により、令和3年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類を次のとおり提出する。

令和4年9月2日提出。白老町長。

- 1、歳入歳出決算事項別明細書。
- 2、実質収支に関する調書。
- 3、財産に関する調書。
- 4、主要施策等成果説明書。

続きまして、報3―1をお開きください。報告第3号 令和3年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

地方公営企業法第30条第6項並びに同法施行令第23条の規定により、令和3年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類を次のとおり提出する。

令和4年9月2日提出。白老町長。

- 1、事業報告書。
- 2、収益費用明細書。
- 3、資本的収入支出明細書。
- 4、固定資産明細書。
- 5、企業債明細書。

続きまして、報4―1をお開きください。報告第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

地方公営企業法第30条第6項並びに同法施行令第23条の規定により、令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類を次のとおり提出する。

令和4年9月2日提出。白老町長。

- 1、事業報告書。
- 2、キャッシュ・フロー計算書。
- 3、収益費用明細書。
- 4、資本的収入・支出明細書。
- 5、固定資産明細書。

続きまして、報5—1をお開きください。報告第5号 令和3年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

地方公営企業法第30条第6項並びに同法施行令第23条の規定により、令和3年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類を次のとおり提出する。

令和4年9月2日提出。白老町長。

- 1、事業報告書。
- 2、収益費用明細書。
- 3、資本的収入支出明細書。
- 4、固定資産明細書。
- 5、企業債明細書。

よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいまそれぞれの提案理由の説明が終わりましたが、これら決算認定4件と報告4件についての審査を本会議において行うことは困難であると思われま

そこで、お諮りいたします。本件については、議長及び監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、本定例会休会中の審査といたしたいと思

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第4号まで及び報告第2号から第5号まで、以上8件を一括して、議長及び監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、本定例会休会中の審査とすることに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条の規定により、特別委員会では委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時58分

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎諸般の報告について

○議長（松田謙吾君） この際議長から諸般の報告をいたします。

休憩中に特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

決算審査特別委員会委員長、吉谷一孝議員、副委員長、佐藤雄大議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

付託案件の審査方よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この後決算審査特別委員会が開催される予定になっております。本会議は、決算審査特別委員会の審査のため、明日10日から15日までの6日間は休会となっております。

ここであらかじめ通知いたします。9月会議は、この後9月16日午前10時から引き続いて本会議を再開いたしますので、各議員には出席方よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時59分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 佐 藤 雄 大

署 名 議 員 貳 又 聖 規

署 名 議 員 西 田 祐 子